

# 中小企業・小規模事業者等のみなさまへ

パート社員から

どうして私はあの手当をもらえないんですか？

と聞かれた・・・

## その待遇の違い、説明できますか？

パート・有期法適用間近！

2021年4月から中小企業でも  
**正社員**と**非正規雇用労働者**の間の  
**不合理な待遇差は禁止**になります！

待遇への納得感が高まれば、  
パート・契約社員のやる気も  
上がります！

パートタイム・  
有期雇用労働法  
キャラクター  
「パゆうちゃん」

# ✓ 改正法適用前の最終チェック!



正社員とパート・契約社員の間で、「待遇」に違いはありますか？

- 基本給、賞与、手当、休暇などのそれぞれについて個別に考える必要があります。



それぞれの待遇ごとに、違いを「不合理でない」と説明できますか？

- 待遇ごとの性質・目的に照らして、職務内容や転勤・異動の範囲の違いなどから、具体的に理由を説明できることが必要です。
- 「パートだから」「契約社員だから」という理由では認められません。
- パート・契約社員から説明を求められた場合、待遇が異なる理由を説明することが今年4月から義務付けられます。

パート・契約社員

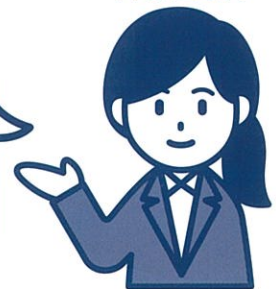


何で私たちには住宅手当が支給されないのでしょうか？



人事担当者

正社員は転居を伴う配置転換が予定されており、パート・契約社員よりも住宅に要する費用が多額となる可能性があるためです。



不合理と認められる可能性がある待遇差を見直しましたか？

- 不合理でないといふ具体的に説明が可能なら、必ずしも正社員と全く同じ水準、決め方にする必要はありません。労使当事者でよく話し合ってみ直しましょう。



# Q. 何もしないとどうなるの？

A

パート・契約社員に民事訴訟を提起され、裁判で不合理な待遇差があると認められた場合、その部分について、**正社員の待遇との差額の支払を求められる可能性**があります。

- ・労使当事者でよく話し合っ、待遇を見直しましょう。
- ・都道府県労働局では、雇用管理の改善に向けた援助を行います。
- ・労使でトラブルになった際には、都道府県労働局による無料・非公開の紛争解決手続（行政ADR）も利用できます。



## 特にチェックしたい待遇はこちら！



### 通勤手当

通勤している事実に違いがないのに、手当の計算方法が違うなんて

### 皆勤手当

全く同じ仕事をしていて、欠勤されたら困るのは同じなのに

### 扶養手当

小さい子どもがいるのは同じで、私だって継続して働いているのに

### 夏期冬期休暇

私だって平日は毎日出勤。お盆やお正月ぐらいは休みたい



いずれも、**正社員と有期雇用労働者の間の待遇差が不合理とされた最高裁判例**があります。



多くの事業主がパート・契約社員の待遇の見直しに取り組んでいます！



例：エフコープ生活協同組合

パートタイム労働者は2005年度から、契約社員は2008年度から正社員と同じ人事制度に。2018年度からは子会社等についても同様の人事制度を導入しました。**離職率が大幅に低下（15%→7%）し、人材の定着と教育内容の蓄積により利用者満足度の向上やスタッフの意識変革に繋がり業績も好転しました！**

# こんなことで悩んでいませんか？

正社員とパート・契約社員の  
職務内容の比較の仕方がわからない

待遇差をどう説明したらよいかわからない

待遇差をどう見直したらよいかわからない

使える助成金はあるの？

そんなときは、全国47都道府県にある  
「働き方改革推進支援センター」へご相談ください！

## 「働き方改革推進支援センター」の支援内容



電話・メール・来所でご相談をお受けします。



パート・契約社員の不合理な待遇差の禁止に関する  
セミナーを開催しています。



会社まで専門家がお伺いして制度の見直しをお手伝いします。



相談はすべて無料！オンライン相談も対応しています。



パート・契約社員の処遇改善に役立つ  
「キャリアアップ助成金」のご紹介もします。

～キャリアアップ助成金コースのご紹介～

### 賃金規定等共通化コース

正社員とパート・契約社員の共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、賃金を支払った場合に助成します。

### 諸手当制度共通化コース

パート・契約社員に関して正社員と共通の諸手当制度を新たに設け、賃金を支払った場合に助成します。

### 正社員化コース

パート・契約社員を正社員に転換した場合に助成します。

## お問い合わせ先

パートタイム・有期雇用労働法に関するお問い合わせは、  
お近くの働き方改革推進支援センターへ



# 令和2年度働き方改革推進支援センターお問い合わせ先一覧

都道府県名	所在地	電話番号
北海道	札幌市中央区北1条西3丁目3-33 リープビル3階	0800-919-1073
青森	青森市青柳2-2-6	0800-800-1830
岩手	盛岡市仙北2-10-17	0120-664-643
宮城	仙台市宮城野区原町1-3-43	0120-97-8600
秋田	秋田市大町3-2-44 大町ビル3階	0120-695-783
山形	山形市香澄町3-2-1 山交ビル4階	0800-800-3552
福島	福島市御山字三本松19-3	0120-541-516
茨城	水戸市三の丸2丁目2-27 リパティ三の丸 2階	0120-971-728
栃木	宇都宮市宝木本町1140-200	0800-800-8100
群馬	前橋市元総社町528-9	0120-486-450
埼玉	さいたま市大宮区吉敷町1丁目103 大宮大鷹ビル306号	0120-729-055
千葉	千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館本館4階	0120-17-4864
東京	新宿区西新宿1-22-2 新宿サンエービル1階	0120-232-865
神奈川	横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル6階	0120-910-090
新潟	新潟市中央区天神1丁目12番地8号 LEXN B 5階	0120-009-229
富山	富山市桜橋通り6番11号 富山フコク生命第2ビル 5階	0800-200-0836
石川	金沢市尾山町9-13 金沢商工会議所会館3階	0120-319-339
福井	福井市西木田2-8-1 福井商工会議所1階 (ふくいジョブステーション)	0120-14-4864
山梨	山梨県中巨摩郡昭和町河西1232-1 HUCOM 2階	0120-755-455
長野	長野市大字中御所字岡田131-10	0800-800-3028
岐阜	岐阜市神田町6丁目12番地 シグザ神田5階	0120-226-311
静岡	静岡市葵区追手町44番地1 静岡産業経済会館5階	0800-200-5451
愛知	名古屋市千種区千種通7-25-1 サンライズ千種3階 (タスクール内)	0120-006-802
三重	津市栄町2丁目209 セキゴン第2ビル2階	0120-111-417
滋賀	大津市打出浜2番1号 コラボしが21 5階 滋賀経済産業協会内	0120-100-227
京都	京都市中京区亀屋町167-1 ディ・ピュイ亀屋ビル3階	0120-417-072
大阪	大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階	0120-068-116
兵庫	神戸市中央区港島中町6丁目1番地 神戸商工会議所会館9階	0120-79-1149
奈良	奈良市西木辻町343番地1 奈良県社会保険労務士会館	0120-414-811
和歌山	和歌山市西汀丁36 和歌山商工会議所2階	0120-731-715
鳥取	鳥取市富安1-152 SGビル4階	0800-200-3295
島根	松江市母衣町55番地4 島根県商工会館7	0120-514-925
岡山	岡山市北区厚生町3丁目1番15号 商工会議所ビル1階	0120-947-188
広島	広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス4階	0120-610-494
山口	山口市吉敷下東1丁目7番37号 アネクス鳳陽B	0120-172-223
徳島	徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階	0120-967-951
香川	高松市番町2丁目2番2号 高松商工会議所会館5階	0800-888-4691
愛媛	松山市大手町2丁目5-7 松山商工会館別館1階	0120-005-262
高知	高知市布師田3992-2 高知県中小企業会館1階	0120-899-869
福岡	福岡市中央区天神4-4-11 天神ショッピング福岡8階	0800-888-1699
佐賀	佐賀市川原町8-27 平和会館1階	0120-610-464
長崎	長崎市五島町3-3 プレジデント長崎2階	0120-168-610
熊本	熊本市中央区細工町4丁目30-1 扇寿ビル5階	0120-04-1124
大分	大分市府内町1-4-16 河電ビル202号	0120-450-836
宮崎	宮崎市橘通東4-1-4 宮崎河北ビル7階	0120-975-264
鹿児島	鹿児島市下荒田3-44-18 のせビル2階	0120-221-255
沖縄	那覇市前島2-12-12 セントラルコーポ兼陽205	0120-420-780 0120-420-781

相談受付時間 平日 9:00～17:00 ※センターにより異なる場合があります。詳しくは各センターのホームページをご覧ください。

中小企業・小規模事業者の皆さま向け働き方改革特設サイト ▶ <https://hatarakikata-sharoushi.org>

# 本申込書により社労士等による訪問相談に直接申込みができます(相談無料)

全国社会保険労務士会 連合会  
委託事業運営本部 行

※申込み受付は2021年3月15日まで  
(全国共通) **FAX: 03-3548-8466**

## 働き方改革推進支援センターの社労士等による訪問相談申込書



本用紙に  
必要事項を記入  
してください



上記番号にFAXで  
お送りください  
※FAXに関するお問い合わせ先  
TEL:03-3548-8460



後日、  
担当する社労士等から  
電話又はメールでご都合を  
お伺いします

企業名 所在地

〒 -  
都道  
府県

電話番号 メールアドレス(任意)

( ) @

部署・役職名 ご担当者名

### 希望する相談内容について(複数選択可)

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制、36協定の結び方 | <input type="checkbox"/> 労働時間の削減、裁量労働制など労働時間管理 |
| <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得促進に関する対応   | <input type="checkbox"/> 就業規則の作成・見直し           |
| <input type="checkbox"/> 賃金規程・賃金制度の見直し       | <input type="checkbox"/> パート労働者等の同一労働同一賃金に関する事 |
| <input type="checkbox"/> テレワーク、時差通勤などの導入     | <input type="checkbox"/> 従業員の採用、定着対策           |
| <input type="checkbox"/> 仕事のIT化など、生産性向上の対策   | <input type="checkbox"/> 最低賃金の引上げなど賃金処遇対策      |
| <input type="checkbox"/> 助成金の活用方法            | <input type="checkbox"/> その他<br>( )            |

従業員数 就業規則の有無

人(パートを含む) 有・無

### 業務内容(任意)

- ア.建設業 イ.製造業(主要な生産物 ) ウ.情報通信業 エ.運輸業  
オ.卸売業(主要な取扱商品 ) カ.小売業(主要な取扱商品 )  
キ.金融業・保険業 ク.不動産業 ケ.宿泊業 コ.飲食業 サ.生活関連サービス業・娯楽業  
シ.教育・学習支援業 ス.医療施設 セ.福祉施設 ソ.社団法人・NPO 法人  
タ.その他 ( )